平成２６年（フ）第７号
奈良県桜井市大字谷139番地の２　サンシャインビレッジ桜井Ｂ棟205号室、破産手続開始決定時の住所三重県名張市希央台４番町38番地１
破産者　佐藤　　進
１　決定年月日　平成27年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１０５０号
京都府木津川市南加茂台４丁目２番地１　原口方、住民票上の住所京都府相楽郡笠置町大字笠置小字井尻23番地の２
破産者　坂本　和子
１　決定年月日　平成27年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９０３号
神戸市灘区赤坂通５丁目３番１号
破産者　森國　和子
１　決定年月日　平成27年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０７号
神戸市北区有野中町２丁目18番12―301号、開始決定時の住民票上の住所神戸市北区藤原台南町３丁目９番12号
破産者　内海　正晴
１　決定年月日　平成27年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２号
岡山県笠岡市富岡178番地
破産者　鳥越　智博
１　決定年月日　平成27年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１５８号
岡山県浅口市寄島町8063番地４、開始決定時の住所岡山県浅口市寄島町7680番地22
破産者　角田　末義
１　決定年月日　平成27年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
広島市西区三篠町１丁目８番７―501号、住民票上の住所広島市西区楠木町４丁目12番22号
破産者　石橋　卓郎
１　決定年月日　平成27年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５号
福岡県大牟田市野添町60番地、開始決定時の住所福岡県大牟田市中白川町１丁目27番地
破産者　坂梨　　潮
１　決定年月日　平成27年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第５４号
長崎県長崎市辻町22番14号　恵アパート202号、旧住所長崎県長崎市大浜町1605番地１コアマンションマリナシティＥ―205号
破産者　小森　淳司
１　決定年月日　平成27年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７３号
北海道帯広市南町南８線27番地74
破産者　モードマリエこと　仁科　良輝
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１７０号
宮城県栗原市栗駒岩ケ崎六日町65番地１
破産者　菅原　征一
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第８２号
宮城県加美郡加美町字大門170番地１　ハイツＣ棟211号、従前の住所山形市飯塚町1191番地　Ａ―208号　市営飯塚アパートＡ棟
破産者　齋藤　敦夫
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第７０号
石川県加賀市七日市町ル７番地14、破産手続開始決定時の住所石川県加賀市七日市町ルの７番地の15
破産者　野崎　節子
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第６６号
長野県松本市安曇799番地３
破産者　齋藤　　淳
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第７１号
静岡県富士宮市上柚野90番地、前住所静岡県富士宮市大中里1731番地の10
破産者　桑原　　久
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２４号
山口県下関市小月本町２丁目15番９号
破産者　山本　哲也
１　決定年月日　平成27年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係